平成２３年（フ）第５１７号
静岡市葵区瀬名６丁目33番３号
破産者　酒井　晴教
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９０号
静岡市駿河区鎌田44番地の８
破産者　田川　倫大
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４号
静岡県下田市西本郷２丁目３番18号　たけや荘３階１号室
破産者　髙橋　陽一
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第５号
静岡県下田市西本郷２丁目３番18号　たけや荘３階１号室
破産者　髙橋フク子
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第６８号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅５棟504号
破産者　米倉　拓正
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８８１号
兵庫県西宮市上大市１丁目３番25号
破産者　松村　有里（旧姓吉村）
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５９号
広島市佐伯区五日市町下河内188―６　介護老人保健施設五日市幸楽苑、住民票上の住所広島市佐伯区観音台２丁目18番９号　中本方
破産者　網岡　　勲
法定代理人保佐人　中本　宏子
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２０号
福岡県中間市池田１丁目20番３―509号
破産者　平生奈津子
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５号
熊本県阿蘇市役犬原306―１　山本盛人方
破産者　氏家　昭徳
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第８６号
宮崎県児湯郡川南町大字平田3843番地２、開始決定時の住所宮崎県児湯郡川南町大字川南19789番地　塩付西住宅203号
破産者　山田　倫子（開始決定時の姓肥後橋）
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３７号
宮崎市末広２丁目１番15号
破産者　崎村　　徹
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第２２１２０号
東京都江戸川区北葛西５丁目18番１―601号
破産者　有限会社新栄社
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５３号
東京都町田市原町田２―13―11―302、開始決定時の住所神奈川県川崎市中原区上小田中７丁目５―25―604
破産者　佐野　英敏
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３４６号
東京都北区浮間３丁目20番11号
破産者　有限会社喜和
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０５７号
神奈川県川崎市高津区千年455―１―305、開始決定時の住所神奈川県川崎市高津区千年685―１―305
破産者　津花　皓子
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２８１号
東京都渋谷区神泉町25番地８　渋谷マンションウエルス301号
破産者　株式会社エムアンドケイエンタープライズ
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６６２号
東京都江戸川区一之江４丁目４―16、開始決定時の住所東京都江戸川区西一之江３丁目19―15
破産者　羽賀　正人
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６６３号
東京都江戸川区一之江４丁目４―16、開始決定時の住所東京都江戸川区西一之江３丁目19―15
破産者　羽賀　直美
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部